保育園でお子さんを一定期間お預かりします！

令和８年１０月



令和９年度 定期利用保育事業



市内認可保育園内の保育室の使い方を工夫し、パートタイム等の就労により、
日中保育ができない保護者に代わり一定期間お子さんをお預かりします。

対象・要件

次の①～⑤の要件をすべて満たすお子さんが対象です。

① 1、２歳児クラス（令和６年４月２日～令和８年４月１日生まれ）
② 市内在住で集団での保育が可能である
③ 保護者が就労しており、継続して保育ができない（１か月４８時間以上の就労）
④ 認可保育園（小規模保育事業及び家庭的保育事業含む）の入園の申込みをし、入園待機となっている
⑤ 日中保育ができる同居親族等がいない

※ 東京都認証保育所、認定家庭福祉員、認定こども園、事業所内保育所等の他の保育施設との併用はできません。
※ ２歳児クラスで定期利用保育事業を利用している場合、翌年度の３歳児クラスへの認可保育園等のお申込みにおいて、入園選考等基準の調整指数が適用される場合があります。

実施園 保育時間・定員

下記の保育園で実施しています。
※ 保育園休園日は利用できません。
※ 小平花小金井雲母保育園、すずのき台保育園、ゆたか保育園については、月曜日から金曜日までの利用となります。
※ 保育時間のうち、８時間以内の利用となります。８時間を超える利用の可否や利用可能時間の詳細は各園へお問合せください。

保育園名	住所	電話番号	保育時間	定員
やさしい森保育園	鈴木町 1-463-1	042 (312)0894	７時００分～１８時００分 のうち８時間利用可能	６人 （１歳:３人、２歳:３人）
小平花小金井 雲母(きらら)保育園	花小金井南町 2-10-40	042 (452)2520	８時３０分～１６時３０分 のうち８時間利用可能	３人 （１歳:２人、２歳:１人）
うれしい森保育園	鈴木町 2-147-10	042 (439)5509	７時００分～１８時００分 のうち８時間利用可能	６人 （１歳:３人、２歳:３人）
すずのき台保育園	鈴木町 1-166-1	042 (313)6355	８時３０分～１７時００分 のうち８時間利用可能	５人 （１歳:３人、２歳:２人）
しあわせの森保育園	花小金井南町 1-6-20	042 (497)5678	７時００分～１８時００分 のうち８時間利用可能	６人 （１歳:４人、２歳:２人）
すこやかな森保育園	鈴木町 2-865-8	042 (316)1310	７時００分～１８時００分 のうち８時間利用可能	６人 （１歳:６人）
ゆたか保育園	学園東町 575-35	042 (341)2832	８時００分～１７時３０分 のうち８時間利用可能	１０人

実施期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
（令和１０年度は新たにお申込みが必要となります。）

申込方法 申込期間

お申込みができるのはお子さん１人につき１園のみとなります。
（２園以上申込みされると全ての申込みが無効となる場合があります。）

＜ 令和９年４月利用開始分 ＞

認可保育園（小規模保育事業及び家庭的保育事業含む）の４月入園の申込み（１次受付期間まで）をし、利用要件に該当する方のうち、対象となる方については申込書等を送付します。

〇申込期間及び受付時間

令和９年２月３日から令和９年２月９日まで（土曜、日曜、祝日を除く）
１０時３０分～１６時３０分

〇申込場所

利用を希望する保育園（事前に電話で持参日時をお伝えください）



＜ 令和９年５月以降利用開始分 ＞

利用要件に該当する方で、利用を希望する場合は各園に直接お申込みください。

〇申込期間　※申込場所及び受付時間については令和９年４月利用開始分と同じです。

利用希望月	申込期間（土曜、日曜、祝日を除く）	利用希望月	申込期間（土曜、日曜、祝日を除く）
５月	令和９年４月１２日（月）まで	１１月	令和９年１０月１２日（火）まで
６月	令和９年５月１０日（月）まで	１２月	令和９年１１月１０日（水）まで
７月	令和９年６月１０日（木）まで	１月	令和９年１２月１０日（金）まで
８月	令和９年７月１２日（月）まで	２月	令和１０年１月７日（金）まで
９月	令和９年８月１０日（火）まで	３月	令和１０年２月８日（火）まで
１０月	令和９年９月１０日（金）まで		

※お申込みは認可保育園等の入園申込みを行う月からできます。

申込書類

お申込みの際に、以下の書類をご持参、ご提出ください。

①　定期利用保育事業申込書
（各園で配布の他、保育課窓口、市のホームページからもダウンロードできます。）

②　印鑑　③　母子手帳

※　保護者の就労証明書について

認可保育園等の申込み時に提出済の場合は不要ですが、就労先、時間等の変更がある場合は再度、保育課へ提出が必要です。

認可保育園等の申込み時に育児休業中の方は、利用開始月の翌月１日までに復職し、復職後２週間以内に復職証明書を保育課に提出する必要があります。

認可保育園等の申込み時に採用予定の方は、利用開始月の翌月１日までに就労し、採用後２週間以内に就労証明書を保育課に提出する必要があります。

利用者の決定

お申込みのあった方の中から、実施施設において定員の範囲内で利用者を決定します。
なお、応募多数により補欠となった場合は、欠員が生じた際に繰り上げて決定をします。

※ 面接、健康診断を行い、保育園と利用契約を結び利用開始となります。
※ 定員の空き状況については市のホームページでも確認できます。
※ 認可保育園（小規模保育事業及び家庭的保育事業含む）に入園内定した場合、内定を辞退して定期利用保育を利用することはできません。
※ 契約後、保護者が就労先を退職することや育児休業等の取得により、その後１か月以上就労しない場合には契約は解除となります。

利用料金

利用時間	４時間以内	４時間を超え８時間以内	８時間を超える場合
利用料金	22,000 円／月	44,000 円／月	275 円／時間

- 月単位（複数月）での契約となります。
- すずのき台保育園を除き、そのほかの６園は４時間を超える契約のみとなります。
- 一定の条件を満たしている方に対して、利用料金の負担を軽減するための補助制度があります（詳細については令和９年度版入園のしおり４２ページをご参照ください）。
- 上記利用料金には、給食費を含みます。
- 利用料金は、保育園へ直接お支払いください。

問合せ先：各保育園、小平市こども家庭部保育課保育政策担当（℡０４２－３４６－９８４８）